

書類の押印省略に関する Q & A

【押印を省略できるものについて】

No	質 問	回 答
1	押印を省略できる書類は、どのようなものがありますか。	令和6年度（令和6年4月1日）以降の手続において取り扱う次の書類が対象となります。 ① 見積書（参考見積書含む） ② 請書 ③ 請求書 ④ 納品書 ただし、法令、規則、要綱等で押印の定めがある文書は対象外とします。
2	押印を省略するための条件は。	押印を省略する際は、書類の真正性を担保するため、書類に以下の記載をお願いします。（記載がない場合は、押印の省略が認められません） ・本件の責任者の役職（所属）、氏名、連絡先（電話番号） ・担当者の役職（所属）、氏名、連絡先（電話番号）
3	記載した本件責任者及び担当者宛に連絡が来ることがありますか。	提出された書類確認のため、必要に応じて担当部署や会計局から連絡する場合があります。
4	個人が請求する場合も押印を省略できますか。	請求者が個人の場合は、連絡先の記載があり、債権者名義への振込（債権者への支払）であれば、押印を省略できます。

【押印を省略する書類の作成について】

No	質 問	回 答
5	本件責任者とは誰を記載すればよいですか。	発行責任者は、見積書等発行部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、見積書等を発行するにあたり責任を有する方をいいます。
6	担当者は発行責任者と同じでもよいですか。	同じ方でも可能です。 その場合は、担当者の欄を空欄とせず、「本件責任者及び担当者」あるいは「担当者 同上」と記載してください。
7	氏名は苗字だけでもよいですか。	氏名は、フルネームで記載してください。
8	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	原則、固定電話番号とします。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも可とします。 また、電話での対応が困難であるなど、障害者差別解消法に基づく合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えて、FAX番号やメールアドレス等を記載することができます。

No	質 問	回 答
9	押印を省略した見積書等を修正する場合、訂正印で修正してよいですか。	押印を省略した見積書等は、訂正印による修正を不可としますので、再度作成をお願いします。
10	押印を省略する見積書等が複数枚にわたる場合、割印は省略できますか。	割印も省略できます。 ただし、見積書等の各葉が一連のものであることがわかるように連番を記載してください。 (例：3－1， 3－2… 等)
11	請書に貼付する収入印紙への押印（消印）はどうすればよいですか。	収入印紙の消印については、文書の作成者又は代理人、使用人、その他の従業員の印章又は署名によることとされています（印紙税法施行令第5条）。 このため、消印は、押印によらず署名によっても差し支えないものです。

【押印を省略する書類の提出について】

No	質 問	回 答
12	押印した書類は提出できないのですか。	今回の見直しは押印の省略を可能とするものであり、押印を妨げるものではありませんので、これまでどおり、押印がある書類も提出可能です。 また、押印がある場合は、発行責任者及び担当者の役職（所属）、氏名及び連絡先の記載は不要です。
13	押印を省略した見積書等は、メールに添付して送付することができますか。	押印を省略した見積書等は、担当課宛にメールにて提出することができます。 ただし、提出する際は、改ざん防止のため、必ずPDFに変換して提出してください。
14	押印省略した請書をメールで提出する場合、印紙は必要ですか。	実際に文書が交付されないので課税文書を作成したことにはならず、印紙税の課税原因は発生しないため、印紙の貼付けは不要です。
15	押印した見積書等をスキャンして、メールに添付し送付してもよいですか。	メールで提出する場合は、押印の有無にかかわらず、本件責任者及び担当者の役職（所属）、氏名及び連絡先の記載が必要になります。

（令和6年4月12日改訂）